

[事案 2021-105] 損害賠償請求

・令和4年4月12日 裁定不調

<事案の概要>

保険会社への照会に対する回答がなかったことにより損害を被ったとして、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成16年2月に契約した変額終身保険について、特別勘定のユニットプライスの日次での騰落率と、特別勘定の投資対象となるファンドのベンチマークの日次での騰落率の乖離理由を、自分の子が保険会社に照会したが納得のいく回答がなかったため、米国株式型の特別勘定にスイッチングできず損害を被ったことから、損害を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

申立人子からの照会については、運用会社に照会し、運用会社の回答を踏まえて回答しており、また、損害も発生していないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

当審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人子および保険会社の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人子の照会に対して保険会社が回答しなかったとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

(1)保険会社は、運用会社に対して日次毎の個別の乖離理由を照会し、運用会社から得られた回答を申立人に回答していたが、運用会社から日次毎の個別の乖離理由についての回答が得られなかったことについては伝えていなかった。そのため、申立人は、保険会社が日次毎の個別の乖離理由について回答できないことを知らずに、保険会社が回答しないことを問題にして、その後のやり取りが続き裁定申立に至っている。